

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■ 報告事項

- ①三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る
県の対応について ... P1
- ②島根県企業立地促進助成金返還請求に係る訴訟の判決について ... P7
- ③企業立地計画の認定について
アクシス IT パートナーズ株式会社立地計画の概要（新設） ... P8

令和8年4月15日
商 工 労 働 部

三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係る 県の対応について

1. 前回の常任委員会までの状況

(1) 概要

- ・ 令和8年3月2日、三菱マヒンドラ農機(株)及びリョーノーファクトリー(株)が、一部事業(当社製品の補修用部品の供給や製品保証)を除き、農業用機械事業から撤退を表明
- ・ 撤退時期は令和8年9月末を予定、継続事業以外の事業について、今後、会社法に基づき解散し、通常清算手続きを行う予定
- ・ 従業員967名(うち県内在住者410名)のうち、継続事業に従事する従業員約50名を除く約917名が退職の対象
- ・ 取引関係にあるサプライヤー(全国316社うち県内74社)等において、主要な取引先喪失による売上減少、これにともなう収益悪化など、事業継続への影響を懸念

(2) 特別相談窓口の設置(3月2日)

県内35機関、40箇所に経営相談窓口を設置(各商工会議所・商工会ほか)

◆相談件数 74件(4月10日現在)

(主な相談内容)

- ・ 今後の受注減少を見据えた資金繰りに関する相談
- ・ 新たな取引先の確保や事業転換に関する相談
- ・ 三菱マヒンドラ農機の退職者を雇用したい企業からの相談

(3) 緊急対策合同会議の開催(3月3日)

松江市と合同で、商工団体、島根労働局、政府系金融機関など関係支援機関とともに対策会議を開催。従業員の再就職支援や県内事業者の事業継続に向けて支援体制を構築・強化。

(4) 従業員の再就職支援

①第1回就職支援チーム会議への参加(3月9日)

各ハローワーク等に寄せられた三菱マヒンドラ農機の退職者向けの求人情報をハローワーク松江が集約し、その情報を三菱マヒンドラ社へ提供する体制を確認

◆求人件数 4月3日時点

事業所数 ・ 求人数	製造業	建設業	卸売業 ・ 小売業	他に分類されない サービス業	運輸業 ・ 郵便業	その他
267 社	79	62	38	29	21	38
1,144 人	237	437	95	135	113	127

※鳥取県4社・26人を含む

②県内市町村への協力依頼及び周知等（3月10日）

同社向けの専用求人掘り起こしに向けて、松江市の近隣市町（出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町）を訪問しての協力依頼。あわせて県トップページで県内全市町村へ周知を実施

2. その後の県の対応

(1) 再就職支援

① 第2回就職支援チーム会議への参加（4月3日）

雇用保険等の従業員向け制度説明会の開催、合同企業説明会の複数回開催を決定。

(2) 事業継続支援

① 予備費による支援施策パッケージの決定（3月16日）

3月12日に2月議会で説明した以下の案を決定。売上減少に伴う資金繰りの支援や販路開拓、設備投資などへの支援について3月16日の週から執行。

(単位：千円)

	施策名	予備費執行額	(参考) 2月議会議決分	
			R7.2補正 R8当初 の別	予算額
資金繰り支援	セーフティネット資金	0	R8当初	32,785,386
販路開拓支援	営業代行等を活用した販路拡大支援事業	16,500	R8当初	2,000
	戦略的取引先確保推進事業	2,740	R8当初	30,400
設備投資支援	飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業	15,000	2月補正	150,000
	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業	75,000	2月補正	427,709
その他支援	下請け構造転換支援事業	41,904	2月補正	18,624
	ものづくりアドバイザー派遣事業	8,550	R8当初	22,866
	事業継続力強化アドバイザー派遣事業	6,000	R8当初	25,000
	商工団体支援体制緊急強化事業	12,306	R8当初	73,836
合計		178,000	-	-

② セーフティネット資金の発動（3月16日）

資金繰り支援のためのセーフティネット資金を発動。

また、3月13日に知事が金融機関に対し、事業者の事業継続に向けて、上記の支援施策の活用を促すとともに既往債務に係る返済猶予や資金調達等への対応について、協力を要請

- ◆要請先：日本政策金融公庫松江支店、島根県銀行協会（山陰合同銀行）、島根県信用金庫協会（しまね信用金庫）
さらに、4月13日に知事が赤澤経済産業大臣に100%保証かつ低信用保証料である特別保証制度を発動するよう、要望。

③ 支援機関会議の開催（3月17日）

関係機関で連携し効率的・効果的に協力企業を支援するために、今後の支援手法を協議

- ◆参加機関：島根県、松江市、（公財）しまね産業振興財団、協同組合島根県鐵工会、松江商工会議所、東出雲町商工会
※4月3日にも開催。以後、定期的（月1回程度）に開催予定。

④ 取引事業者向け支援施策説明会の開催（3月27日）

取引事業者等を対象として、松江市や、国等機関など、関係支援機関の支援施策について説明会を開催。この中で、「島根県及び松江市の支援事業の全体像」（別紙1）のとおり県と松江市で協調して拡充した支援についても説明し、参加者の個別相談に対応。

- ◆説明機関：中国経済産業局、中小企業基盤整備機構、島根労働局、日本政策金融公庫松江支店、島根県信用保証協会、島根県中小企業団体中央会、（公財）しまね産業振興財団
松江市、県
- ◆参加企業：28社41名

3. 今後の支援

（1）従業員の再就職支援

- ・求人側・求職者側双方が直接接点を持つことができるよう、就職支援チーム（事務局：松江市）主催による合同企業説明会を複数回開催することとし、4月25日に第1回目を開催予定。

（2）取引事業者等の事業継続支援

- ・影響を受ける取引事業者が特に多い松江市とは、商工団体等も交えて支援チームを結成し、「島根県及び松江市による支援事業の活用イメージ」（別紙2）を共通認識として持ちながら支援に取り組む。
- ・その他の市町に所在する企業についても、前記（別紙2）に基づき、市町や関係支援機関と共にヒアリングや情報交換しながら取り組んでいく予定。
- ・取引事業者等の状況は様々であるため、企業訪問を重ね、各社の現状把握と今後の方針についてしっかりと意見交換を行って、きめ細かな支援を実施。
- ・また、三菱マヒンドラ農機等が所有する特許技術等についても、県内企業が有効活用できるものがあるかどうか等、同社と意見交換をしているところである。

三菱マヒンドラ農機等との取引事業者向け支援 島根県及び松江市による支援事業の全体像

島根県による支援		松江市による上乗せ	
A 資金 繰り 支援	<p>○島根県中小企業制度融資 セーフティネット資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により経営の安定に支障を来している中小企業者等の資金繰りを支援 ・融資限度額 8,000万円（月商による限度額なし） ・資金使途 運転資金 ・融資期間 8年以内（据置1年以内） ・融資利率（R8年度）1.45%（責任共有） 1.30%（責任共有外） 	A' 資金 繰り 支援	<p>○信用保証料補給金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県中小企業融資制度のうち一部の融資を利用する際に支払った信用保証料を助成する。 ・対象経費 島根県の中小企業制度融資を活用した運転資金の借入に係る信用保証料の全額 ・補助率10/10
B 営業 代行	<p>○営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業代行を活用し販路拡大を図る取組を支援 ・補助率3/4、上限150万円 	B' 営業 代行	<p>○営業代行を活用したものづくり産業販路拡大支援事業</p> <p>（県の助成金に対する上乗せ補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/4、上限50万円
C 展 示 会 出 展 支 援	<p>○戦略的取引先確保推進事業</p> <p>① 展示会出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械要素技術展等の展示会におけるしまね産業振興財団ブースに出展し、製品・技術をPRする取組を支援 ・負担金 5年以内に出展した企業7.5万円、それ以外 3.5万円 <p>② 専門展示会出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外で開催される展示会への出展費用を助成 ・補助率3/4、上限45万円 	C' 展 示 会 出 展 支 援	<p>① 展示会出展支援事業</p> <p>（しまね産業振興財団ブース参加の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率10/10、上限7.5万円 <p>② 専門展示会出展支援事業（県の助成金に対する上乗せ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/4、上限15万円
D 伴 走 支 援	<p>○下請け構造転換支援事業（伴走支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手メーカー等の動向に左右される県内企業の経営基盤見直しに係る取組について外部専門家を活用した伴走支援を実施 ・利用料 無料 		—

E 専 門 家 派 遣	<p>○ものづくりアドバイザー派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり企業による競争力を強化する取組のための専門家を派遣 ・派遣時間上限 年間40時間 ・利用料 無料 <p>○事業継続力強化アドバイザー派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス業、卸・小売業等（製造業を除く）の事業者による現場改善、事業の見直し、新商品サービスの提供、新分野への進出等の取組のための専門家を派遣 ・派遣回数上限 年間5回（1回当たり標準所要時間4時間） ・派遣関連経費上限 1回20万円、総額75万円 ・利用料 無料 		—
F 設 備 整 備 支 援	<p>○ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者の生産プロセスの変革・拡大や新事業構築による収益確保のために必要な設備投資等を支援 ・補助率3/4、上限3,000万円 <p>○飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・商業・サービス業等の事業者に対して、収益確保を図るための新たな取組を支援 ・補助対象 設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費 ・補助率3/4、上限600万円 <p><u>※上記2つの補助金においては国の補助金を活用した場合の県補助による上乗せを認める</u></p>	F' 設 備 整 備 支 援	<p>○製造業生産プロセス変革等支援事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費4,000万円以下 補助率1.5/10、上限600万円 ・事業費4,000万円を超える場合 補助率9/10-県補助割合、上限3,000万円 <p>○商業・サービス業新事業展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費800万円以下補助率1.5/10、上限120万円 ・事業費800万円を超える場合 補助率9/10-県補助割合、上限600万円

【その他の松江市の支援策】

● **三菱マヒンドラ農機等との取引事業者の販路拡大広報の支援**

- ・取引事業者が持つ技術や設備を他県の製造業者にPRし、仕事を呼び込むことを目的に、松江商工会議所、東出雲町商工会などの関係機関が連携して取り組む活動を支援
- ・補助率2/3、対象経費 PR素材の作成・活用経費

● **三菱マヒンドラ農機等との取引事業者の販路拡大を推進**

- ・関係機関が県外から取引事業者に仕事を紹介する際に、これらの企業がそれぞれに持っている技術や設備、処理能力などを勘案したマッチングが必要になるため、市内製造業に精通した専門業者に委託し、販路拡大を推進

三菱マヒンドラ農機等との取引事業者向け支援
島根県及び松江市による支援事業の活用イメージ
(製造業)

事業者イメージ		島根県による支援	松江市による上乗せ	
タイプ①	・依存率 低い ・営業体制を構築済	B 営業代行支援 → 新規販路開拓、営業体制構築・強化	B' 営業代行支援	短期 ～ 中期 ↓ 中期 ～ 長期
		E 専門家派遣 → 新規受注のための技術相談等		
		C① 展示会出展支援 → 新規販路開拓	C' ① 展示会出展支援	
		F 設備整備支援 → 新規取引先からの受注対応等 のための設備投資	F' 設備整備支援	
タイプ②	・依存率 高い ・営業体制や新たな製品等へ対応する体制が未構築	A 資金繰り支援 → 運転資金確保	A' 資金繰り支援	短期 ↓ 中期 ～ 長期
		D 伴走支援 → 営業体制の構築、 経営基盤・体制見直し		
		B 営業代行支援 → 新規販路開拓	B' 営業代行支援	
		E 専門家派遣 → 新規受注のための技術相談等		
タイプ③	・依存率 高い ・課題が不明瞭で、今後の対応に苦慮している	D 伴走支援 → 経営者が判断できる よう課題等を整理 → タイプ②へ移行		短期

【市、支援機関と連携した支援】

- 一社ごとの支援イメージの共有
- ビジネスマッチング先の探索・フォロー
- 各社の取組状況を金融機関と共有し、円滑な金融支援につなげる

島根県企業立地促進助成金返還請求に係る訴訟の判決について

平成31年3月に立地認定した株式会社ネクスソフト(当時：株式会社エイム・ソフト)が、島根県大田市に設立した拠点を閉鎖したことから、令和3年2月に交付した助成金の返還を求めたものの、返還の意思がないことから、当該法人を相手方として、助成金の全額返還及び延滞金の支払いを求め、令和6年2月定例会の議決に基づき、令和6年5月28日に松江地方裁判所に訴状を提出した。

本訴訟について、令和8年3月23日に松江地方裁判所から判決が言い渡された。

1. 係争相手方

- (1) 会社名 株式会社ネクスソフト
※旧社名：株式会社エイム・ソフト（認定当時）
株式会社クシムソフト（令和2年10月 買収により商号変更）
- (2) 所在地 東京都港区南青山5丁目11番地9号
- (3) 事業内容 システム開発、DX支援事業、ITコンサルティング等

2. 判決の内容：勝訴

- (1) 原告（ネクスソフト）の訴えを却下する。
- (2) 原告は、被告に対して金650万円及びこれに対する令和5年12月6日から支払い済みまで年10.95パーセントの割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 今後の対応

- ・補助金650万円の返還についての督促（実施中）
- ・延滞金については、補助金返還を確認次第、別途請求を実施

4. 経過

H31年3月	大田市内への新設について立地計画認定
R3年 2月	企業立地促進助成金の交付 650万円（雇用助成） （常用従業員5名×130万円）
R5年 6月30日	島根事業所閉鎖（賃貸借契約終了日）
11月21日	相手方に対し助成金返還を求める（納入通知書送付）
R6年 5月14日	相手方が松江地方裁判所に訴状提出
5月28日	島根県が松江地方裁判所に訴状提出
6月～	弁論準備（争点・証拠整理等）手続き（計8回）
R7年11月10日	証人尋問（第一回口頭弁論）
R8年 1月19日	第二回口頭弁論 ※双方に新たな主張はなく結審
3月23日	判決言渡し

企業立地計画の認定について アクセス IT パートナーズ株式会社の立地計画の概要（新設）

アクセス IT パートナーズは、首都圏の顧客を中心としたシステム開発等の事業拡大のため、松江市内で事業所の新設を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和8年4月17日に、アクセス IT パートナーズ株式会社、松江市の間で立地に関する覚書を締結する予定。

1 会社概要

- (1) 会社名 アクセス IT パートナーズ株式会社
- (2) 所在地 鳥取県鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル7F
- (3) 代表者名 代表取締役 坂本 哲（さかもと さとる）
- (4) 設立年月 平成5年9月
- (5) 資本金 410,593千円
- (6) 従業員数 179名
- (7) 事業内容 業務系システムの開発・運用保守、ネットワーク・電気通信設備・セキュリティシステムの設計・施工等

2 計画の概要（県外企業の新規立地）

- (1) 立地場所 松江市殿町111番地 松江センチュリービル1F
- (2) 建物面積 231.42㎡（賃貸借）
- (3) 投下資本額 なし
- (5) 操業開始 令和8年5月
- (6) 常用従業員数

申請時	0名
操業時	3名（3名増）
操業後1年	8名（5名増）
操業後2年	15名（7名増）
操業後3年	25名（10名増）
計	（25名増）
- (7) 事業内容 首都圏の顧客を中心としたシステム開発・運用保守、ネットワーク構築業務等

【県の支援見込額】

企業立地促進助成金

・雇用助成 1,000千円 × 25名 = 25,000千円（※）

※すべて新卒・UIターン就職者の場合